

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

蔵王町は、昭和30年に宮村と円田村が合併して誕生した宮城県の南西部に位置する町で、町域の6割が山林や原野で占められており、蔵王連峰の御釜や三階滝、樹氷など大自然が生みだした資源に恵まれ、蔵王高原の自然を生かしたレジャー施設、果物や野菜などの新鮮な食材が豊富で、四季折々の風情がある町です。

昭和30年の合併時の人口は16,484人であったが、人口流出や少子高齢化が進み、令和4年3月末には11,428人となり減少傾向が続いている。また、高齢化率は、38.9%と県全体の28.8%に比べ高い傾向にある。

平成28年経済センサスによると、本町の事業所数は591事業所あり、そのほとんどが中小企業で、従業者数は4,953人、産業別従業者数では、第1次産業が144人、第2次産業は2,124人、第3次産業2,685人となっている。将来、本町の人口減少・高齢化が進むのと同時に、産業従事者も減少・高齢化が進み、後継者や担い手不足が危惧されている。

このような中、本町では、商工会や町内金融機関と連携し、創業相談窓口や、中小企業振興資金あっせん等の支援を行い、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上に努めることにより、担い手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していかなければならない。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を計画的に促進することで、中小企業者の生産性向上を図り、各産業において更に経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定

める先端設備等全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、売電を目的として、雑種地、山林、田畑及びその他遊休地等に設置する太陽光発電に関する設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目的にそぐわないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本町の産業は、町の中心部から山間部へと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画で対象とする区域は本町全域とする。

（2）対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全ての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。